

## 掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部 対応方針2021 (第8版)

10月15日(金)に静岡県警の警戒レベルおよび県民・事業者への主な要請等が一部変更されたことから、本日、「掛川市対応方針」を次のとおり決定しました。

(追加、変更した場所については下線を引いてあります。)

**10月15日(金)に県が、国の感染警戒区分を「ステージI」と判断し、警戒レベルを「レベル3(県内注意、県外一部警戒)」に引き下げたことから対応方針を変更する。**

**○ 集団接種会場での1回目の接種を10月17日(日)、2回目の接種を11月7日(日)をもって一旦終了し、それ以降の接種については、月数回程度の集団接種により対応する。**

**○ 小・中学校、幼稚園・認定こども園等の登校・登園について、本人の体調が優れない場合には予防的に登校しないよう指導する。また、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときは、必ずしも欠席する必要はないが、保護者の申し出により、感染拡大防止のため学校を休む場合は、学校長の判断により出席停止の措置を取ることができる。**

**○ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。**

### 1 新しい生活様式の徹底

- ① 市民に対し、外出する際は混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動することを要請する。
- ② 県境を跨ぐ不要不急の移動については、静岡県及び訪問先の県等が発表している行動制限を尊重する。
- ③ ワクチンを接種した方においても感染するリスクがあるため、決して油断せず、「マスクの着用の徹底」、「手指消毒の徹底」、「3密は1密でも回避する」などデルタ株にとっても有効な感染防止対策を、改めて強化、徹底する。強い感染力を踏まえ、「集団」を形成する場面を極力減らすなど、きめ細やかな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。
- ④ 緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置など、1年以上にわたる自粛生活により、市民の心身への影響が心配されるため、正しい感染予防の周知とともに、適度な運動・正しい食事・質の高い睡眠など、新型コロナウイルス感染症による健康被害の予防活動に努める。

### 2 新型コロナワクチン接種の推進について

- ① **集団接種会場での1回目の接種を10月17日(日)、2回目の接種を11月7日(日)をもって一旦終了し、それ以降の接種については、月数回程度の集団接種により対応する。**3回目接種について、国から実施の方向性が示されたことを受け、医師会、薬剤師会などと連携し準備を進める。
- ② 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口を徳育保健センターに統合し、市民からの問い合わせに対応するとともに、引き続き市役所(健康福祉部)、大東支所(ふくしあ)、大須賀支所(ふくしあ)においてワクチンパスポートの交付を行う。
- ③ 接種会場までの移動手段のない市民に対し、タクシー料金の一部を助成する。

### 3 医療体制の充実について

- ① 自宅療養者等に対する支援について、災害を念頭に、保健所及び中東遠総合医療センターとの情報共有が図れるように県と協議する。
- ② 地域の開業医等が必要と認めた方に対し、適切かつ速やかにPCR検査を実施するため、検体採取センターの開設期間を延長し実施する。
- ③ 市内の高齢者施設、福祉施設、認定こども園、幼稚園・保育所、学校及び企業等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合などにおいて、感染拡大防止、クラスター発生防止のため、抗原検査キットを無償で配布し、活用する。

#### 4 小・中学校、幼稚園・認定こども園等の対応について

##### (1) 小・中学校等について

- ① 感染拡大防止と学習機会の確保の両立を図るため、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式」に応じた対応を徹底し、学校教育活動を継続する。
- ② 児童生徒の健康状態の把握に努め、本人の体調が優れない場合には予防的に登校しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。  
また、児童生徒がワクチン接種のため欠席する場合についても、出席停止として扱う。  
(副反応により体調不良で欠席する場合を含む。)
- ③ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときは、必ずしも欠席する必要はないが、保護者の申し出により、感染拡大防止のため学校を休む場合は、学校長の判断により出席停止の措置を取ることができる。

##### ④ 学級閉鎖・学年閉鎖・休校について

ア 感染者は確認されたが、学校内での感染拡大の恐れがない場合は、臨時休業は行わない。

イ 感染者が確認され、学校内に感染拡大の恐れがある場合は臨時休業を行う。

	基準	範囲	期間
1	感染者が学級内に限定される場合	学級閉鎖	濃厚接触者が特定されるまでの間
2	感染者が学年内に限定される場合	学年閉鎖	※目安：1～3日間
3	感染者が複数の学年に跨る場合	休校	

ウ 学校全体の欠席者が10%を超えた場合は休校とする。

※ 「掛川市新型コロナウイルス感染症防止対策における臨時休業の判断基準」参照

- ⑤ 臨時休業や長期間の出席停止など学校に登校できない児童生徒への学習保障としては、当該児童生徒及び保護者の要望等に応じて、本人の体調面に配慮しつつ、授業のオンライン配信や家庭で主体的に学べるオンライン学習など、持続可能な学習機会の提供に努める。
- ⑥ 中学校の部活動について  
ア 10月1日から2週間については、自校内での活動とする。十分な感染予防対策を継続するとともに、生徒の体力の回復状況や感染拡大状況等を踏まえて、段階的に通常の活動へ移行する。  
イ 対外試合については、10月16日以降から小笠地区内のみ可とする。その他の地区との対外試合は感染状況に応じて再開する。  
ウ 中体連や協会等が主催する公式大会への参加については、主催者の指示する感染予防対策を遵守し、本人及び保護者の同意を得た上で、参加することを認める。なお、大会参加中における生徒の行動履歴や他校生徒との接触機会の有無を確実に把握する。  
エ 全員参加を基本とせず、参加を控えたい生徒に対して配慮する。  
オ 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動はできる限り控える。
- ⑦ 放課後児童クラブ（学童）については、学校に準じた対応をする。

##### (2) 幼稚園・認定こども園等について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、園活動を継続する。
- ② 園児の健康状態の把握に努め、体調が優れない場合には予防的に登園しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。
- ③ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときは、必ずしも欠席する必要はないが、感染拡大防止のため、保護者の申し出により欠席する場合は、園長の判断により出席停止の措置を取ることができる。
- ④ 臨時休園については、小・中学校等の基準の準用により判断する。

⑤ 私立園については、市と同様の対応を依頼する。

## 5 飲食店事業者等への依頼について

- ① 飲食店事業者、大規模集客施設等においては、感染防止対策の徹底により、感染しにくい環境を確保する。
- ② 今後、飲食店クラスターが発生し、感染拡大防止のために必要と判断された場合、県が市と連携し、営業時間の短縮や酒類の提供制限等の要請を行う。
- ③ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。

## 6 その他

- ① 新型コロナウイルスに感染された方および関係者、医療従事者、飲食店、仕事で来県した他地域の方などに対し、心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

※ 今後の状況により、「掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、対応方針の改定を行っていく。